

令和7年（2025年）度行政評価シート

令和 7 年 6 月 17 日

評価者	都市景観部長 古賀 久貴
評価者	都市整備部長 森明彦

○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野	5-(4) 道路整備	施策の方針	5-(4)-①道路・橋りょうの整備・維持管理
目標とするまちの姿	計画的な整備・修繕等が進められ、道路・橋りょう等の安全性と快適性が確保され、強靱化が図られています。特に、緊急輸送路や避難路は必要な整備が行なわれ、災害発生時にも市民の安全が確保されています。			
主な取組	(1)道路の整備 だれもが安心して通行できる道路の整備に向け、歩行空間の確保、バリアフリー対策、無電柱化の検討を進めます。また、国県道については、県との調整・協議を図り、計画的な整備を要請します。 (2)道路・橋りょう・トンネルの維持修繕 老朽化が進む道路・橋りょう・トンネルについて、計画的な維持修繕を行うことで強靱化を図り、災害時にも通行できるようにします。			

1. 前年度（評価対象年度）の当該施策の目標

都市景観部

・街路樹の維持管理事業を着実に実施する。

都市整備部

(1)道路利用者の安全性・快適性を保ち良好で円滑な道路機能を保持する。
(2)道路法第28条の規定により調整及び保管する道路台帳の作成、補正、更新等を行うとともに、道路台帳登載情報に基づき、市道の適切な管理及び整備を行う。加えて、令和6年度以降に全庁で導入が予定されている統合型GISへの対応を行うとともに、各種申請手続きのオンライン化へ向けた検討を図る。
(3)適正な予算執行により、目標とするまちづくりの実現につながることから、予定通り発注することが重要である。

2. 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	797,855	811,249	914,941	1,323,859	931,371	
人件費	260,490	265,215	263,112	280,544	288,052	
総事業費	1,058,345	1,076,464	1,178,053	1,604,403	1,219,423	0

3. 施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	都景-21	街路樹維持管理事業		33,578	10,258	43,836	現状維持	A	現状維持
	都整-07	道路施設管理事業		144,420	65,384	209,804	現状維持	A	現状維持
	都整-08	街路照明灯事業		52,875	3,310	56,185	現状維持	A	現状維持
	都整-11	道(水)路調査事業		46,713	76,693	123,406	現状維持	A	現状維持
	都整-12	道路台帳整備事業		53,078	26,223	79,301	現状維持	A	現状維持
	都整-13	道路橋りょう管理運営事業		48,151	8,652	56,803	現状維持	A	現状維持
	都整-14	交通安全施設維持事業		8,482	8,193	16,675	現状維持	B	現状維持
	都整-15	交通安全施設整備事業		26,764	16,222	42,986	現状維持	A	現状維持
重	都整-16	道路維持補修事業		393,394	24,415	417,809	拡充	B	拡充
重	都整-17	道路新設改良事業		60,148	12,454	72,602	拡充	B	拡充
重	都整-18	橋りょう維持補修事業		63,636	26,283	89,919	現状維持	B	現状維持
	都整-19	国県道対策運営事務		70	4,589	4,659	現状維持	A	現状維持
	都整-20	国県道対策事業		22	4,589	4,611	休止・廃止	A	休止・廃止
	都整-21	道路整備計画等運営事務		40	787	827	現状維持	A	現状維持

4. 評価対象年度の主な実施内容

都市景観部

・除草、剪定等による街路樹の維持管理。

※実施できなかった事業とその理由

都市整備部

(1) 道路施設管理事業については、主に、大船駅昇降機及びそれ以外の道路管理施設(ペDESTリアンデッキ等)の維持修繕業務委託や、鎌倉駅及び大船駅周辺の清掃業務委託、市道樹木伐採の委託業務、道路損傷等通報システムの運用等を実施した。
街路照明灯事業については、主に、街路照明灯柱の点検や維持修繕、LED街路照明灯の賃貸借業務を実施した。
(2) 市道に係る路線廃止、新規認定、区域変更等について、当該施行情報を道路台帳に反映することにより適切な道路管理を行った。また、土地境界が未確定の市道、水路等の一部について、土地所有者との立会い・協議・承諾を得た上で土地境界を確定した。
(3) 発注予定の工事については、全て年度内に発注することができたが、年度内にしゅん功できず繰越した工事があった。

※実施できなかった事業とその理由

交通安全施設整備事業、道路維持補修事業、道路新設改良事業の一部の工事について、入札不調により、再入札をしても年度内しゅん功が困難であったため。

5. 成果指標

成果指標①		道路補修修繕計画に対する舗装修繕延長						出典	道路舗装修繕計画	
初期値	令和元年度	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
	1.3	目標値	3.1	3.9	3.6	4.6	0.9	0.8	km	R6年度に道路補修修繕計画を第2期計画へ切り替えたことにより、計画目標に合わせて、年度ごとの修繕の延長を指標とした。
		実績値	0.5	1.2	0.0	0.4	0.7			
		達成率	16.1%	30.8%	0.0%	8.7%	77.8%		%	

成果指標②		橋りょう長寿命化計画に対する修繕完了数						出典	所管課調べ	
初期値	平成30年度	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
	1	目標値	4	3	12	5	7	—	橋	
		実績値	6	2	5	11	5			
		達成率	150.0%	66.7%	41.7%	220.0%	71.4%		%	

成果指標③		トンネル長寿命化計画に対する修繕完了数						出典	所管課調べ	
初期値	平成30年度	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
	0	目標値	0	1	1	1	1	1	箇所	
		実績値	0	0	0	0	0			
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		%	

6. 「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

都市景観部

・着実に街路樹の除草等の事業を実施している。

都市整備部

舗装の修繕については、令和5年度からの繰り越し事業が完了した。
 成果指標①舗装修繕については、道路舗装修繕計画を元に指標を設定しているが、第4期基本計画策定時点で、修繕計画期間が令和5年度までであったため、目標値は未記載。
 橋りょうの修繕については、令和6年度に完了し、目標達成となった。
 トンネルの修繕については、土地所有者等との調整に時間を要し、工事に着手できていない状況である。

7. 主な実施内容と施策の達成状況の分析を踏まえた評価

※主な実施内容と目標とするまちの姿の関係(達成状況とその理由)

「施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果」における貢献度の分析

都市景観部

・街路樹の剪定等の管理作業を行うことで樹木の健全な育成を図り、潤いのある道路空間と公園緑地等と連携したみどりのネットワークの形成に寄与した。

都市整備部

道路管理施設の維持管理や保守点検を実施するとともに、多様な市民の要望に応えるための「道路損傷等通報システム」を運用したことから、多様化する生活環境や市民等の安全性・快適性の向上に寄与した。また、既存の街路照明灯の維持修繕及び必要箇所へ街路照明灯の新設を行ったことから、市民が安全な生活を送れるまちづくりに貢献した。

道路管理者が行う修繕・工事、土地境界確定等に必要道路台帳登載情報を最新の状態に更新することにより適切な道路管理に寄与した。

各種工事を発注し、完了することにより目標とするまちの姿である道路・橋りょうの安全性と快適性の確保に寄与した。

8. 今後の方向性

都市景観部

・街路樹の維持管理を実施し、潤いのある道路空間と公園緑地等と連携したみどりのネットワークの形成を図る。

都市整備部

管理施設の増加・老朽化や、近年の異常気象による住民要望の増加・多様化に対し、経費削減に努めながら予算規模については現状を維持している。今後は、多様な住民要望への対応の効率化を図るため、道路管理業務の委託等について検討していく。

道路法第28条の規定により調整及び保管する道路台帳の作成、補正、更新等を行うとともに、道路台帳登載情報に基づき、市道の適切な管理及び整備を行う。また、全庁展開した統合型GISの活用・利便性向上を図るほか、道路台帳のインターネットでの公開や、各種申請手続の電子申請等DX化に向けた検討を図る。

舗装の修繕については、令和6年度からバス通り等幹線道路を対象とした道路舗装修繕計画を策定しており、この計画に基づいて修繕を実施していく。なお、平成24年度に策定した道路舗装修繕計画において未実施となっている生活道路や市民からの要望箇所について、予算規模の拡充を含めた実施について検討していく。

トンネルの修繕については、土地所有者等と引き続き調整を行い、土地の利用と工事の承諾が得られるよう努めていく。

橋りょうの修繕については、早期に対策を講じるべき橋りょうの修繕が令和6年度に完了した。令和7年度以降は、予防保全型管理で修繕を行っていく。新たに早期に対策を講ずべき段階になった橋りょうについては適宜対応する。

なお、交通安全に係わる道路ラインの修繕等については、令和5年度に事務の効率化が図られ、令和6年度は寄せられた要望等の対応ができたため現状維持とした。

9. 今年度(評価年度)の目標

都市景観部

・街路樹の維持管理事業を着実に実施する。

都市整備部

(1) 道路利用者の安全性・快適性を保ち良好で円滑な道路機能を保持する。

(2) 道路法第28条の規定により調整及び保管する道路台帳の作成、補正、更新等を行うとともに、道路台帳登載情報に基づき、市道の適切な管理及び整備を行う。また、全庁展開した統合型GISの活用・利便性向上を図るほか、道路台帳のインターネットでの公開や、各種申請手続の電子申請等DX化に向けた検討を図る。

(3) 適正な予算執行により、目標とするまちづくりの実現につながることから、予定通り発注することが重要である。